

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二二
規 則	福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	二三
告 示	生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	二六
	生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	二六
	生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	二六
	生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	二八
	生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件	二八
	生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件	二九
	大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	二九
	保安林の指定施業要件を変更する予定である件	二九
	道路の供用を開始する件	三〇
公 告	落札者を決定した件	三二
	肥料の検査の結果の概要を公表する件	三三
	一般競争入札を行う件	三三
	福島県公安委員会	三三
	福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	三五
	福島県内水面漁場管理委員会	三六
	コイの持ち出し等について指示する件	三六
	コイの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件	三六

規 則

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第九号

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則（平成十七年福島県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十二条第一号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号ク、サ及び第七号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十七条第一号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第二十二条第一項第二号ウ(1)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（自然保護課）

福島県規則第十号

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

福島県生活保護法施行細則（昭和五十四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九号様式を次のように改める。

第19号様式(第15条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

福島県 保健福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式(第17条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

福島県 保健福祉事務所長 様

申請者
(大学等に進学する者)

住所又は居所

氏名

個人番号

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____年 _____月 _____日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
 居住(予定)地 _____
- 5 関係書類
 (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 ・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 (3) その他支給決定にあたり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)
 支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行除く)
 記号

--	--	--	--	--

 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)
 預金種類 普通預金 当座預金
 (該当する□にチェックを入れてください。)
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)
 (カナ)
 口座名義人 _____
 ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
 ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福島県生活保護法施行細則第十九号様式又は第二十一号様式（次項において「旧様式」という。）により提出された申請書は、改正後の第十九号様式又は第二十一号様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（社会福祉課）

告 示

福島県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東風乃堂薬局	白河市東釜子枇杷山六六一一七	令和六年二月一日
きじまファミリー歯科	喜多方市押切東一丁目一四番	同日
株式会社クスリのアオキ鏡石薬局	岩瀬郡鏡石町中町一〇五番地一	同日

（社会福祉課）

福島県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	変 更 前	変 更 後
まちの薬局扇町店		会津若松市扇町三二	会津若松市扇町三丁目五三七

（社会福祉課）

福島県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
桜並木クリニック	南相馬市原町区二見町二一三五―六	令和五年一月三〇日
猪俣歯科医院	河沼郡会津坂下町字市中二番地甲三六六一	同年一〇月三一日

（社会福祉課）

福島県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏名	田代 海人	住所	白河市鬼越六五二七	施術所名	うみく海く接骨院	施術所の所在地	白河市北堀切三〇―二	指定年月日	令和六年二月一日
----	-------	----	-----------	------	----------	---------	------------	-------	----------

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	大竹 秀綱	住 所	
		変更前	変更後
		会津若松市扇町五九―一二	会津若松市扇町三丁目二―一

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	名称	所在地
		変更前	変更後

大竹 秀綱	会津若松市扇町三丁目一	大竹針灸接骨院	会津若松市扇町五九―一二	会津若松市扇町三丁目二―一
-------	-------------	---------	--------------	---------------

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年三月一日から同年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC君ヶ塚 福島県いわき市小名浜大原字北君ヶ塚百六十五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字大栗山字長窪二九五七、二九五九の一
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第百四十七号

(森林保全課)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年三月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字湯ノ口四〇の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字炭釜一四一の二七六・一四一の二七八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一四一の二七五、一四一の三八六から一四一の三八八まで、一四一の六〇八、一四一の六〇九、一四一の六一一から一四一の六一七まで、一四一の六三九、一四一の六四一
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百四十八号

(森林保全課)

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和六年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年三月一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一八号	南会津郡下郷町大字高隣字下居平三二番地先から同郡同町大字小沼崎字釜ノ川一四六四番一地先まで	令和六年三月三日

(道路計画課)

公告

公告第42号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか16施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県庁東分庁舎ほか16施設で使用する電気 予定数量4,080,264kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋二丁目11番2号
- 5 落札金額
172,303,257円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年11月10日

（施設管理課）

公告第43号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センターで使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福島県環境創造センター所長 青木浩司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県環境創造センターで使用する電気（予定数量 2,431,606kWh）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県環境創造センター総務企画部総務課 福島県田村郡三春町字深作10番2号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
96,903,766円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年11月14日

（環境共生課）

公告第44号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（県北処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂宏哉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
流域下水道（県北処理区）維持管理業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年1月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
テスコ株式会社 東京都千代田区西神田一丁目4番5号
- 5 落札金額
1,172,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年11月21日

(総務課)

公告第四十五号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、令和五年十一月及び同年十二月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
令和六年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

令和5年11月分及び同年12月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出 名 (及び商品名)	検査の結果				備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N (%)		水分 (%)
堆肥	株式会社バリエテック	バイオグッド	1.5	4.4	3.6	15	15.9	鶏ふん
堆肥	会津農林高等学校	堆肥	1.7	2.6	2.2	16	14.3	牛ふん・鶏ふん
堆肥	株式会社ベルフアーム	BFEクセル堆肥	0.9	1.2	1.6	16	60.7	牛ふん
堆肥	鮫川村	有機たい肥「ゆうきくん」	1.1	1.7	2.4	18	46.5	牛ふん・豚ふん

注 主成分の略号は次のとおりである。
TN-窒素含量、TP-りん酸含量、TK-加里含量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

(農業総合センター)

公告第46号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車1（2.6m級） 1台

イ ロータリ除雪車2（2.2m級） 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限

ア 令和7年3月27日（木）

イ 令和7年3月27日（木）

(4) 納入場所

ア 福島県会津若松建設事務所 蟹川除雪車庫（福島県会津若松市神指町大字南四合字才の神）

イ 福島県喜多方建設事務所 西会津車庫（福島県耶麻郡西会津町大字上野尻茂造478-1番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月28日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年3月1日（金）から同月28日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙35枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年3月12日（火）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年3月12日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 1の(1)のアに掲げる物品等 令和6年4月12日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和6年4月12日（金）午後1時50分 福島県出

納局入札用度課

(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年4月11日(木)午後5時まで必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Rotary Snow Plow (2.6m class) 1 unit
 - ② Rotary Snow Plow (2.2m class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 1:30 p.m., 12 April 2024
 - ② 1:50 p.m., 12 April 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 April 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

福島県公安委員会規則第3号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総合運用指令課」を「通信指令課」に改める。

第11条第3号から第7号までを次のように改める。

- (3) 水上警察に関すること。
- (4) 鉄道警察に関すること。
- (5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
- (6) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (7) 雑踏警備に関すること。

第12条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「総合運用指令課」を「通信指令課」に改め、同条中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号を第2号とし、第7号を第3号とする。

別表第1会津若松警察署の部駅前交番の項所管区の欄を次のように改める。

会津若松市のうち滝沢町、蚕養町、昭和町、馬場本町、相生町、旭町、駅前町、石堂町、金川町、城北町、大町一丁目、大町二丁目、中央二丁目、中央三丁目、白虎町、白虎町一丁目、白虎町二丁目、白虎町三丁目、白虎町四丁目、山見町、山見町一丁目、山見町二丁目、扇町一丁目、扇町二丁目、扇町

三丁目及び町北町（大字石堂及び大字上荒久田に限る。）

別表第1会津若松警察署の部一箕交番の項中「一箕町松長六丁目」の次に「、藤原一丁目、藤原二丁目、亀賀一丁目及び亀賀二丁目」を加える。

附 則

この規則は、令和6年3月25日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（警 務 課）

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

コイの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年三月一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するコイを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイについては、適用しない。

二 指示の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

コイの持ち出し等について指示する件（令和六年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和六年三月一日

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜 優

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、令和6年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月29日（金）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,560円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに別に指定する金融機関、コンビニエンスストア又はキャッシュレス決済等により納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

電話番号

福島県報を 部 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 箇月間購読します。